(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の 生活を支援するため、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱に 基づき支給する災害時安心基金支援金(以下「支援金」という。)に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給等)

- 第2条 市は、市の区域内において被災者生活再建支援法(平成10年法律 第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害によりそ の居住する住家が全壊又は大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊(床上 浸水を含む。)の被害を受けた世帯の世帯主に対し、被害の程度に応じて、 別表に定める支援金を支給するものとする。
- 2 支援金は、災害に関する他の支援金等と合わせて支給することができる。

(被害の認定)

第3条 前条に規定する被害の程度は、法における被害認定基準により、 市長が認定するものとする。

(支援金の支給申請等)

- 第4条 支援金の支給を受けようとする者は、自然災害の発生した日から 起算して13月を経過する日までに、支援金支給申請書を市長に提出しな ければならない。
- 2 市長は、支援金の支給に関し支援金の申請をした者に対し必要な報告 又は書類の提出を求めることができる。

(支援金の支給決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、第3条に規定する 被害の認定に係る調査を行い、支援金を支給すべきものと認めたときは、 速やかに支援金の支給決定をするものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日以降に発生した自然災害から適用する。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

別表(第2条関係)

被害の程度	支援金の額
全壊	20万円
大規模半壊	15万円
中規模半壊	10万円
半壊 (床上浸水を含む。)	10万円